

2022年6月9日

株 主 各 位

愛知県小牧市大字入鹿出新田字宮前955番8

株 式 会 社 太 平 製 作 所

取締役社長 齊 藤 武

第135回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第135回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本年の株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染リスクを避け、株主の皆様を安全に確保するため、当日のご来場を極力お控えいただき、書面により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後4時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

感染リスクの回避にご理解・ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県小牧市大字入鹿出新田字宮前955番8 当社会議室
(末尾の会場のご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第135期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第135期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

=====

◎当日の受付開始は午前9時を予定しております。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主様でない代理人および同伴者の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

◎株主総会会場内での写真撮影・録画・録音については、原則禁止とさせていただいておりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

◎なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト

(アドレス <http://www.taihei-ss.co.jp/>) に掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染症防止への対応について>

- ◎新型コロナウイルス感染症防止の観点から、書面により事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場を極力、お控えいただきますようお願い申し上げます。
- ◎会場内は、座席の間隔を空けて配置させていただきます。そのため、満席の際にはご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ◎会場受付時に検温をさせていただく予定です、発熱が認められた株主様や体調不良と見受けられる株主様におかれましては入場をお断りさせていただく場合がございますので予めご了承ください。
- ◎ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用と手指のアルコール消毒にご協力をお願い申し上げます。
- ◎株主総会の出席取締役および運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用にてご対応させていただきます。

- ◎その他、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.taihei-ss.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、変異株により感染者が増加するなど、依然として新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されるものの、ワクチン接種が進むことで収束に向かうことへの期待感や、海外経済の回復に伴う輸出増加を背景として社会経済活動の正常化が緩やかに進みましたが、原材料価格高騰や半導体不足、急激な円安の進行に加え、ウクライナ情勢の緊迫化による影響が拡大するなど、先行き不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く事業環境は、上期においてはウッドショックと言われる世界的な木材資源高騰による、住宅資材の需給問題から混乱が生じたこと、カーボンニュートラルへの取り組みに対する影響を慎重に検討する動きが見られるなど、業界の設備投資への動きが鈍化しましたが、落ち込むことが懸念されていた住宅着工戸数が下期以降も前年を上回り推移したことや、木材需要が高まったことから業界の業績も好調に推移したことなどから、設備投資意欲が徐々に回復しました。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染対策を徹底し受注及び売上活動に注力するとともに、原材料等を先行手配するなど価格上昇の影響を抑えるとともに、生産工程の前倒しや効率化に取り組み売上確保と原価低減に努めて参りました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は、4,938百万円（前連結会計年度は3,538百万円の売上高）となりました。売上高のうち輸出は、817百万円（前連結会計年度は785百万円）で輸出比率は16.55%となりました。利益につきましては、営業利益は185百万円（前連結会計年度は81百万円の営業損失）、経常利益は282百万円（前連結会計年度は86百万円の経常利益）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は223百万円（前連結会計年度は3百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

なお、セグメントの業績は、次のとおりであります。

イ. 合板機械事業

合板機械事業は、市場の先行き不透明感から設備投資への慎重姿勢が見られたことや、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、受注活動の停滞や機械の据付工事が制限されるなど引き続き厳しい状況ではありましたが、業界の業績が好調に推移したことや、経済活動の正常化が緩やかに進んだことから、下期以降、客先の設備投資意欲も回復傾向が見られました。

このような状況の中、感染症対策を徹底し営業活動に取り組むとともに、延期となっていた海外の据付工事を可能な限り進めて参りました。

また、収益認識に関する会計基準を適用したことによる影響もあり、当連結会計年度の売上高は2,641百万円（前連結会計年度は1,844百万円の売上高）、営業損失は2百万円（前連結会計年度は90百万円の営業損失）となりました。

ロ. 木工機械事業

木工機械事業は、木工業界全体の景気が低迷しており、設備投資にも慎重姿勢が強く見られておりましたが、木材需要の高まりもあり業界全体の業績が好調に推移したことなどから、設備投資意欲も回復傾向が見られました。

このような状況の中、チップパーが継続的に受注・売上出来ていることや、顧客ニーズに対応した機械の開発改良に注力し、国産材に特化したフィンガージョイントライン、集成材ラインのシステム化案件を受注出来たことにより売上が増加しました。

また、生産工程の前倒しや効率化、経費削減にも積極的に取り組んでまいりました。

収益認識に関する会計基準を適用したことによる影響もあり、当連結会計年度の売上高は1,059百万円（前連結会計年度は937百万円の売上高）、営業利益は192百万円（前連結会計年度は136百万円の営業利益）となりました。

ハ. 住宅建材事業

住宅建材事業は、住宅着工戸数が前年比で増加して推移したことや、高騰している主要材料価格を受注額に転嫁できたことなどにより増収増益となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は1,237百万円（前連結会計年度は778百万円の売上高）、営業利益につきましては、103百万円（前連結会計年度は15百万円の営業損失）となりました。

事業区分	売上高(百万円)	受注高(百万円)
合板機械事業	2,641	3,429
木工機械事業	1,059	1,422
住宅建材事業	1,237	1,268

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、14百万円であります。

その主なものは、当社の、工具器具備品の購入が9百万円、並びに子会社であります太平ハウジング株式会社の機械装置の購入が3百万円等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度末における借入実行残高は1,140百万円であります。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	2019年3月期 第132期	2020年3月期 第133期	2021年3月期 第134期	2022年3月期 第135期(当期)
売 上 高 (百万円)	7,703	6,724	3,538	4,938
経 常 利 益 (百万円)	1,042	678	86	282
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	775	223	3	223
1株当たり当期純利益 (円)	577.80	164.98	2.76	161.08
総 資 産 (百万円)	9,170	8,488	8,192	8,588
純 資 産 (百万円)	5,048	5,132	5,063	5,251

(注) 1. 第133期において、進捗部分についての成果の確実性が認められる重要な請負契約が発生したことから、当該請負において第133期より工事進行基準（進捗の見積もりは原価比例法）を適用しております。

なお、これにより、第133期の売上高が2,829百万円増加し、経常利益が849百万円増加、親会社株主に帰属する当期純利益が589百万円増加しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
太平ハウジング株式会社	50百万円	100%	住宅用建設資材の製造販売

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症につきましては、変異株による感染再拡大が懸念されるなど、依然として警戒感は続くものの、ワクチン接種が進むことで収束に向かうことへの期待感などから、社会経済活動の正常化が緩やかに進むことが期待されますが、半導体不足を起因とした部品供給不足問題、港湾物流等の逼迫による輸送コストの上昇、急激な円安や、ロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギーコストをはじめとした物価上昇リスクが増大しており、経済全体の不透明感は続くことが予想されます。

当社を取り巻く事業環境は、合板機械事業においては、新型コロナウイルス感染症による制限も緩和されつつあり、営業活動及び受注状況は改善すると予想しておりますが、原材料の長納期化が進んでおり、客先希望納期に間に合わず売上計上時期が先延ばしになるケースや、原材料や輸送コストなどの上昇による製造コストの増加が懸念されます。

このような環境の中、原材料等の先行手配、生産工程の前倒しや効率化を進め、売上確保と原価低減に取り組んで参ります。

木工機械事業においては、港湾物流等の逼迫やロシアのウクライナ侵攻に伴い輸入木材等の品薄状態が続く、住宅資材高騰の長期化が予想されます。住宅着工戸数は回復傾向にありますが、住宅資材の高騰により消費者の購入意欲の低迷、物流の停滞による資材の遅延等、営業活動の低迷が懸念されます。

このような環境の中、先行して部品確保を行い顧客ニーズに対応するとともに、持続可能な木材資源の有効活用、商品に対する品質、性能向上、機械ラインのシステム化を進め、省人化、作業環境改善等に貢献出来る新たな開発を進め、変化する事業環境に対応して参ります。

住宅建材事業においては、ウッドショックにより全国的に木材不足になる中、材料の確保が出来ている安心感や、消費者の地震への危機意識の高まりもあり、ツーバイフォー工法の耐震性能の高さが改めて見直されるなど、受注状況は引き続き堅調に推移すると予想しておりますが、米国の住宅需要が好調なこともあり、輸入資材が上昇傾向にあることや、国内調達資材においても上昇しており、急激なコスト上昇を受注価格への転嫁で吸収することは難しく、利益率の低下が懸念されます。

このような環境の中、住宅資材の安定調達に注力するとともに、適正な価格での受注や工程管理を徹底し売上及び利益を確保できるよう取り組んで参ります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	主要製品
合板機械事業	ナイフ研磨機、ドライヤー、ホットプレス
木工機械事業	チップパー、フィンガージョインター、スキャナー装置
住宅建材事業	ツーバイフォー工法住宅用建設資材 (木質パネル)

(6) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	愛知県小牧市
工場	本社 (愛知県小牧市)、大阪 (大阪市住之江区)
営業所	大阪 (大阪市住之江区)

② 子会社

会社名	所在地
太平ハウジング株式会社	岐阜県可児市

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
合板機械事業	71名	3名増
木工機械事業	42名	—
住宅建材事業	39名	—
全社（共通）	8名	1名増
合計	160名	4名増

(注) 使用人数は、就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
121名	4名増	38.0歳	15.7年

(注) 使用人数は、就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社商工組合中央金庫	500
株式会社十六銀行	190
三井住友信託銀行株式会社	150
株式会社愛知銀行	100
株式会社三菱UFJ銀行	100
株式会社名古屋銀行	100

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 2,500,000株
- ② 発行済株式の総数 1,500,000株 (自己株式108,444株を含む。)
- ③ 株主数 1,090名

④ 大株主 (上位11名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
木戸修	135	9.7
太平製作所自社株投資会	134	9.6
太平製作所取引先持株会	129	9.3
株式会社名南製作所	38	2.7
内藤幸男	36	2.6
株式会社三菱UFJ銀行	33	2.4
成田光将	33	2.3
齊藤武	26	1.8
株式会社愛知銀行	25	1.7
株式会社名古屋銀行	25	1.7
三井住友信託銀行株式会社	25	1.7

- (注) 1. 当社は、自己株式108千株 (発行済株式の総数に対する持株数の割合7.22%) を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	12,900株	7名
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	1,290株	1名
社外取締役(監査等委員)	902株	2名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告15ページ「2.(3)④取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の様況

① 取締役の様況 (2022年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の様況
齊藤 武	取締役社長 (代表取締役)	
近藤 守	取締役 (総務部長)	太平ハウジング株式会社 取締役 (非常勤)
指吸 隆幸	取締役 (大阪事業部長)	
石黒 勝	取締役 (小牧事業部技術開発部長)	
祖父江 雅也	取締役 (小牧事業部技術管理部長)	
森 淳彦	取締役 (小牧事業部開発営業部長)	
尾関 修康	取締役 (小牧事業部開発推進部長)	
杉山 和美	取締役 (監査等委員・常勤)	
内藤 幸男	取締役 (監査等委員)	
長谷川 秀典	取締役 (監査等委員)	

(注) 1. 取締役(監査等委員)内藤幸男氏並びに取締役(監査等委員)長谷川秀典氏は社外取締役であります。

2. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

2021年6月25日開催の第134回定時株主総会終結の時をもって、取締役成田光将氏と桂山哲夫氏は任期満了により退任いたしました。

3. 当社は、常勤により内部監査室等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、杉山和美氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 当社は取締役(監査等委員)内藤幸男氏および取締役(監査等委員)長谷川秀典氏の2名を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任につき、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任原因となった職務の執行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役を保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされており、但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等の額の算定方針は、役員が果たす大きな役割の一つとして、ステークホルダーへの利益還元と考えており、ステークホルダーへの利益還元実績としております。

なかでも、株主への還元である配当および従業員への還元である賞与支給実績ならびにベースアップ実績を算定の主要な基礎としております。

報酬決定のプロセスは、取締役総務部長が当社方針および算定基礎に基づき算定した報酬案を取締役会に提出し、取締役会で協議の上決定しております。

また、2020年6月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、2020年6月26日開催の監査等委員会において、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬および非金銭報酬に関する方針

取締役の職位毎に定めた職責、配当実績および社員の賞与支給実績等を総合的に考案し決定しており、基本報酬および非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）として支給しております。

b. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬のうち15%～30%分を非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）としております。

c. 報酬等の付与時期や条件等に関する方針

基本報酬については、月例の固定金銭報酬とし、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）については、年1回による非金銭報酬債権であります。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	135,594	109,401	26,193	9
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	12,599	10,080	2,519	1
社外取締役(監査等委員)	8,397	6,720	1,677	2
計	156,591	126,201	30,390	12

(注) 1. 上表には、2021年6月25日開催の第134回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。なお、当該取締役に対し当事業年度中に役員退職慰労金29,340千円を支払っております。

2. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第132回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名であります。

4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第129回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名であります。

なお、2019年6月27日開催の第132回定時株主総会において、取締役に当社の企業価値の持続的なインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されております。

譲渡制限付株式報酬制度を導入後の取締役の報酬構成については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬構成は、基本報酬および譲渡制限付株式報酬で構成するものとし、各報酬限度は、基本報酬年額200百万円以内、譲渡制限付株式報酬は基本報酬の内枠として年額50百万円以内、普通株式の総数は年3万株以内であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名であります。

監査等委員である取締役の報酬構成は、基本報酬および譲渡制限付株式報酬で構成するものとし、各報酬限度は、基本報酬年額50百万円以内、譲渡制限付株式報酬は基本報酬の内枠として年額15百万円以内、普通株式の総数は年1万株以内であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先 名	兼 職 の 内 容	関 係
社外取締役	内 藤 幸 男	—	—	—
社外取締役	長谷川 秀 典	—	—	—

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 内藤 幸男	当事業年度に開催された取締役会および監査等委員会の全てに出席いたしました。主に取締役としての豊富な経験と高い見識から、積極的な意見を述べており、特に海外展開等豊富な経験と高い見識について専門的な立場から監査、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 長谷川 秀典	当事業年度に開催された取締役会および監査等委員会の全てに出席いたしました。主に同業他社における取締役としての豊富な経験と高い見識から、取締役会では経営監督機能のさらなる強化に繋げるため、積極的な意見を述べており、特に客観的な立場から当社の機械メーカーとしての物づくりに対する考え方等を監査、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会においては客観的な立場から監査を行い、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 栄監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、取締役会が法令および定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、「コンプライアンス態勢規程」を制定し、この規程に従って、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを徹底するものとする。

ロ. 当社は、法令・社会規範を遵守した上で「リスクマネジメント」の水準を維持・向上させ、より公正で透明な経営システムの構築を目指すことを目的に「リスク管理規程」を制定する。また、内部統制システムの構築・維持・向上を推進する部署として「内部監査室」を設置する。

ハ. 取締役は当社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査等委員会に報告するものとし、遅滞なく「取締役会」において報告するものとする。

ニ. 監査等委員会は当社の法令遵守体制および社内通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報・文書はこれを保存し（電磁媒体を含む）、次の各号に定める文書を関連資料とともに、その保存媒体に応じて適切、かつ確実に保存・管理する。

I 株主総会議事録

II 取締役会議事録

III 監査等委員会議事録

IV 稟議書・決裁願書

V 重要な契約書

VI 会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告およびその附属明細書

VII 税務署その他行政機関、証券取引所に提出した書類の写し

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 取締役は、個々の業務執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、社内諸規程にもとづきその把握と管理のためのリスク管理体制を整備する。

ロ. リスク管理の全社的な統括・推進を行う部署として「内部監査室」を設置して、各管理担当部門を通じて統合的なリスク管理を行う。また「内部監査室」は各部門の適正性、適切性について監査を実施し、その結果を代表取締役社長と監査等委員会に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会の決定にもとづく業務執行については、業務分掌規程、承認基準において、それぞれの責任者および責任について定めることとする。
- ⑤ 当社（事業報告作成会社）および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ．当社および当社の子会社は、本基本方針に従い遵法意識の向上および業務の適正を確保することに努める。
ロ．当社取締役および子会社の取締役は各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限および責任を有する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および補助使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会から求められた場合は、補助使用人を設置しなければならない。なお、補助使用人の任命、解任、人事異動、賃金の改定については監査等委員会の同意を得た上で社長が決定することとし、取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとする。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に対する体制、当社の子会社の取締役、監査役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
イ．当社の取締役および使用人は、法定の事項に加えて、当社ならびに当社グループの経営・業績に影響をおよぼす重大な事項について、「監査等委員会規則」にもとづき監査等委員会に報告する。
ロ．子会社の取締役、監査役および使用人は、法定の事項に加えて、当該子会社の経営・業績に影響をおよぼす重大な事項について、「監査役会規則」にもとづき監査役に報告する。報告を受けた監査役は速やかに当社監査等委員会に報告する。
- ⑧ 報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
イ．当社は、監査等委員会または、子会社においては監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役および使用人に周知徹底する。
ロ．監査等委員会は、報告を行った取締役および使用人の人事異動、人事評価および懲罰等に対して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

- ⑨ 監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務執行上必要とする費用の前払いまたは債務の償還手続きその他の職務執行について生じる費用等の請求について、当該監査等委員等の職務執行に必要でないと思われた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役は、監査等委員との意見交換の場を設け、監査等委員会の監査が実効的に行われる体制を整えるように努める。

ロ. 監査等委員は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するほか、必要により説明を求めた場合は、取締役等は速やかに対応する。

ハ. 監査等委員は、会社の重要な意思決定プロセスおよび業務の執行状況を把握するため、主要な会議へ出席する。

ニ. 監査等委員会は、内部監査室の実施する内部監査の計画について協議に加わることができるものとし、内部監査結果の報告等、監査等委員会との連携に努めるものとする。

- ⑪ 財務報告の信頼性、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、監査の実施にあたり、財務報告の信頼性を確保するため、監査等委員会が必要と認める場合においては、弁護士・公認会計士などの外部専門家を含めた適切な体制をとるものとする。

ロ. 個々の取引は、社長または規程で定める者の承認を必要とする。

ハ. 企業会計原則その他一般に公正妥当と認められる基準に準拠して、財務諸表を作成できるように記帳する。

ニ. 会計帳簿の資産残高については、当該資産の実査を定期的に行い、差異があれば適切な措置をとる。

ホ. 財務報告は必要な社内手続きを経た上で社外に公表する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。また、内部監査室および総務部が中心となり、当社の各部門に対して、内部統制システムの重要性とコンプライアンス意識の向上を図るべく取り組んでおります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,932,896	流 動 負 債	2,745,125
現金及び預金	2,254,695	支払手形及び買掛金	1,049,955
受取手形	656,186	短期借入金	800,000
売掛金	373,859	1年内返済予定の長期借入金	128,000
契約資産	824,674	リース債務	14,845
有価証券	2,000,000	未払費用	76,129
仕掛品	271,954	未払法人税等	47,171
原材料及び貯蔵品	330,026	賞与引当金	67,205
その他	223,338	受注損失引当金	743
貸倒引当金	△1,838	完成工事補償引当金	84,000
固 定 資 産	1,656,000	前受金	420,579
有形固定資産	1,301,463	その他	56,495
建物及び構築物	506,807	固 定 負 債	592,042
機械装置及び運搬具	59,791	長期借入金	212,000
土地	689,746	リース債務	26,055
リース資産	31,997	繰延税金負債	86,435
その他	13,120	退職給付に係る負債	265,106
無形固定資産	26,467	役員退職慰労引当金	2,445
ソフトウェア	21,722	負 債 合 計	3,337,168
リース資産	4,110	純 資 産 の 部	
その他	634	株 主 資 本	5,238,499
投資その他の資産	328,069	資本金	750,000
投資有価証券	48,905	資本剰余金	111,442
その他	279,164	利益剰余金	4,519,268
資 産 合 計	8,588,897	自己株式	△142,211
		その他の包括利益累計額	13,229
		その他有価証券評価差額金	13,229
		純 資 産 合 計	5,251,729
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,588,897

連結損益計算書

（ 自 2021年4月1日 ）
（ 至 2022年3月31日 ）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,938,246
売 上 原 価		4,045,755
売 上 総 利 益		892,491
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		706,693
営 業 利 益		185,797
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	51	
受 取 配 当 金	2,899	
受 取 保 険 金	181	
保 険 解 約 返 戻 金	588	
鉄 屑 売 却 収 入	4,347	
助 成 金 収 入	89,755	
そ の 他	3,267	101,090
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,334	
そ の 他	562	3,897
経 常 利 益		282,991
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5,458	5,458
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		277,532
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	87,223	
法 人 税 等 調 整 額	△33,105	54,117
当 期 純 利 益		223,415
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		223,415

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	750,000	103,156	4,368,145	△161,801	5,059,499
会計方針の変更による 累 計 的 影 響 額			△16,928		△16,928
会計方針の変更を反映 した当連結会計年度期首残高	750,000	103,156	4,351,216	△161,801	5,042,571
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△55,363		△55,363
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			223,415		223,415
自 己 株 式 の 取 得				△194	△194
自 己 株 式 の 処 分		8,286		19,785	28,071
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					—
当連結会計年度変動額合計	—	8,286	168,051	19,590	195,928
当連結会計年度末残高	750,000	111,442	4,519,268	△142,211	5,238,499

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	その他の包括利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	4,281	4,281	5,063,780
会計方針の変更による 累 計 的 影 響 額			△16,928
会計方針の変更を反映 した当連結会計年度期首残高	4,281	4,281	5,046,852
当連結会計年度変動額			
剰 余 金 の 配 当			△55,363
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			223,415
自 己 株 式 の 取 得			△194
自 己 株 式 の 処 分			28,071
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	8,948	8,948	8,948
当連結会計年度変動額合計	8,948	8,948	204,876
当連結会計年度末残高	13,229	13,229	5,251,729

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 太平ハウジング株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等…… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
以外のもの 売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、預金と同様の性格を有する有価証券については
移動平均法による原価法を採用しております。

市場価格のない株式等…… 移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品…… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下
に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用して
おります。

仕掛品…… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下
に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用して
おります。

原材料及び貯蔵品…… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の
低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、連結子
会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収
益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を
採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…… 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日
(リース資産を除く) 以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築
物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7年～50年

機械装置及び運搬具 4年～12年

- ② 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。
 (リース資産を除く) …… なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|--------|-----|
| ソフトウェア | 5年 |
| 施設利用権 | 15年 |

- ③ リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…………… 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金…………… 連結子会社において、役員に対する退職金の支給に備えるため、規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④ 完成工事補償引当金…………… 顧客に納入した製品に対して発生するクレームに係る費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費について合理的に見積ることができる金額を計上しております。
- ⑤ 受注損失引当金…………… 受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注案件のうち、損失が発生する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失の見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に回収しているため、重大な金融要素の調整は行っておりません。

①一時点で充足される履行義務

合板機械事業及び木工機械事業においては、標準仕様に基づく製品や部品の販売及び、機械の改造や修理など納期がごく短い請負契約については、顧客への引渡時又は検収時に履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

住宅建材事業においては、主にツーバイフォー工法住宅の構造躯体（パネル）の製造販売を行っております。これら製品の製造は納期がごく短く、顧客への引渡時に支配の移転が完了し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

②一定期間にわたり充足される履行義務

合板機械事業及び木工機械事業においては、機械製造の請負及び機械の据付工事については、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であると判断しております。

合理的な進捗度の見積りが出来るものについては、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出した進捗度に応じて収益を認識し、合理的な進捗度の見積りが出来ないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

住宅建材事業においては、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引はありません。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額（中小企業退職金共済制度により支給される部分を除く）に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は簡便法により計算しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については工事進行基準を、その他の請負契約については工事完成基準を適用しておりました。収益認識会計基準の適用により、一定の期間にわたり履行義務が充足される請負契約について、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積る事ができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。また、納期がごく短い請負契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は153,955千円増加、売上原価は129,946千円増加、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ24,008千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は16,928千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計期間より「受取手形」「売掛金」および「契約資産」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足する進捗度の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 1,344,302千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

合板機械事業及び木工機械事業においては、機械製造の請負及び機械の据付工事について、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であると判断しております。

合理的な進捗度の見積りが出来るものについては、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出した進捗度に応じて収益を認識しております。

工事原価総額の見積りは実行予算によって行い、履行義務が充足されるまで随時工事原価総額の検討・見直しを行っております。しかし、工事案件を取り巻く環境の変化（仕様変更・工期の変更による追加原価の発生及び資材価格の高騰等）が生じた場合、工事収益総額及び工事原価総額が変動するとともに、期末における進捗度の見積りにも影響を与えることとなり、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,071,247千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,500,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	27,531千円	20円	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月8日 取締役会	普通株式	27,832千円	20円	2021年9月30日	2021年12月1日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	55,662千円	40円	2022年3月31日	2022年6月27日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本を毀損しない範囲で預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により必要な資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。輸出に関する取引については、ほとんど円貨建てであるものの、一部外貨建ての営業債権については為替の変動リスクに晒されております。

有価証券は、主に合同運用の金銭信託であり、預金と同様の性格を有するものであります。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが半年以内の支払期日であります。また、その一部には材料仕入れ等の輸入に伴う外貨建てのものもあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金に関しては、主に設備投資や事業の運営に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権については、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念債権の早期把握や縮小を図っております。また、連結子会社についても同様の管理を行っております。

有価証券である合同運用指定金銭信託は、短期的な資金運用として保有する安全性の高い金融商品であり、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券については、主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行い、取引先企業の財務状況等については定期的な把握を行っております。

借入金に関しては、長年にわたり当社と取引のある銀行等金融機関に限定しており、できる限り金利の変動リスクの少ないもので調達しております。また、連結子会社についても同様の管理を行っております。

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれており、異なる条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
其他有価証券	48,904	48,904	—
資産計	48,904	48,904	—
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	340,000	338,759	△1,240
負債計	340,000	338,759	△1,240

(*) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「有価証券」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価等の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	48,904	—	—	48,904
資産計	48,904	—	—	48,904

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	338,759	—	338,759
負債計	—	338,759	—	338,759

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	合板機械事業	木工機械事業	住宅建材事業	
一時点で移転される財	795,561	373,419	1,237,295	2,406,276
一定の期間にわたり移転される財	1,845,843	686,126	—	2,531,970
顧客との契約から生じる収益	2,641,404	1,059,545	1,237,295	4,938,246
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	2,641,404	1,059,545	1,237,295	4,938,246

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の残高は以下の通りです。

当連結会計年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

（単位：千円）

	期首残高	期末残高
契約資産	8,737	824,674
契約負債	617,990	420,579

（注） 1. 契約資産

契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、進捗度に基づいて測定した履行義務の充足部分と交換に受け取る対価に対する権利の内、顧客から受領している前受対価を除いたものです。契約資産は、履行義務を充足し請求を行った時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

2. 契約負債

契約負債は、顧客との契約において、履行義務が充足される以前に受領した前受対価です。

契約負債は、履行義務の充足に伴い減少します。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額 3,774円00銭
2. 1株当たりの当期純利益 161円08銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	6,258,840	流動負債	2,478,089
現金及び預金	1,923,682	支払手形	748,304
受取手形	604,460	買掛金	253,887
売掛金	234,664	短期借入金	650,000
契約資産	824,674	1年内返済予定の長期借入金	128,000
有価証券	2,000,000	リース債務	14,845
仕掛品	254,994	未払費用	57,504
原材料及び貯蔵品	193,731	未払法人税等	36,805
前払費用	7,358	賞与引当金	51,502
その他	215,614	完成工事補償引当金	84,000
貸倒引当金	△338	前受金	412,511
固定資産	1,691,542	その他	40,728
有形固定資産	1,290,725	固定負債	390,000
建物	488,516	長期借入金	72,000
構築物	16,230	リース債務	26,055
機械及び装置	48,372	繰延税金負債	86,412
車両運搬具	2,689	退職給付引当金	205,531
工具器具備品	13,172	負債合計	2,868,089
土地	689,746	純 資 産 の 部	
リース資産	31,997	株主資本	5,069,108
無形固定資産	26,467	資本金	750,000
ソフトウェア	21,722	資本剰余金	111,442
リース資産	4,110	資本準備金	77,201
施設利用権	634	その他資本剰余金	34,241
投資その他の資産	374,349	利益剰余金	4,349,877
投資有価証券	48,814	利益準備金	126,500
関係会社株式	50,000	その他利益剰余金	4,223,377
長期前払費用	10,799	固定資産圧縮積立金	344,323
保険積立金	264,025	繰越利益剰余金	3,879,054
その他	710	自己株式	△142,211
資産合計	7,950,383	評価・換算差額等	13,185
		その他有価証券評価差額金	13,185
		純資産合計	5,082,294
		負債・純資産合計	7,950,383

損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,700,950
売 上 原 価		3,023,677
売 上 総 利 益		677,272
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		595,728
営 業 利 益		81,544
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	42	
受 取 配 当 金	2,897	
受 取 保 険 金	181	
保 険 解 約 返 戻 金	588	
鉄 屑 売 却 収 入	4,347	
受 取 賃 貸 料	49,200	
助 成 金 収 入	88,957	
そ の 他	3,603	149,817
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,882	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	16,901	
そ の 他	32	19,816
経 常 利 益		211,545
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5,458	5,458
税 引 前 当 期 純 利 益		206,087
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	76,857	
法 人 税 等 調 整 額	△33,105	43,751
当 期 純 利 益		162,335

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			利益剰余金合計	
当期首残高	750,000	77,201	25,954	103,156	126,500	349,448	3,783,885	4,259,834	△161,801	4,951,188	
会計方針の変更による累積的影響額								△16,928	△16,928		△16,928
会計方針の変更を反映した当期首残高	750,000	77,201	25,954	103,156	126,500	349,448	3,766,956	4,242,905	△161,801	4,934,260	
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△5,125	5,125	—		—	
剰余金の配当							△55,363	△55,363		△55,363	
当期純利益							162,335	162,335		162,335	
自己株式の取得									△194	△194	
自己株式の処分			8,286	8,286					19,785	28,071	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										—	
当期変動額合計	—	—	8,286	8,286	—	△5,125	112,097	106,971	19,590	134,848	
当期末残高	750,000	77,201	34,241	111,442	126,500	344,323	3,879,054	4,349,877	△142,211	5,069,108	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,225	4,225	4,955,414
会計方針の変更による累積的影響額			△16,928
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,225	4,225	4,938,485
当期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			—
剰余金の配当			△55,363
当期純利益			162,335
自己株式の取得			△194
自己株式の処分			28,071
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	8,959	8,959	8,959
当期変動額合計	8,959	8,959	143,808
当期末残高	13,185	13,185	5,082,294

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式…………… 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等 …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、預金と同様の性格を有する有価証券については
移動平均法による原価法を採用しております。

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下
に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用して
おります。

仕掛品…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下
に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用して
おります。

原材料及び貯蔵品…………… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の
低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用し
ております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産…………… 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日
(リース資産を除く) 以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築
物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～50年

機械及び装置 4年～12年

(2) 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

施設利用権 15年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（中小企業退職金共済制度により支給される部分を除く）に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は簡便法により計算しております。

(4) 完成工事補償引当金……………顧客に納入した製品に対して発生したクレームに係る費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費について合理的に見積ることができる金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社顧客との契約から生じる収益に関する主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に回収しているため、重大な金融要素の調整は行っておりません。

(1) 一時点で充足される履行義務

合板機械事業及び木工機械事業においては、標準仕様に基づく製品や部品の販売及び、機械の改造や修理など納期がごく短い請負契約については、顧客への引渡時又は検収時に履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

(2) 一定期間にわたり充足される履行義務

合板機械事業及び木工機械事業においては、機械製造の請負及び機械の据付工事については、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であると判断しております。

合理的な進捗度の見積りが出来るものについては、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出した進捗度に応じて収益を認識し、合理的な進捗度の見積りが出来ないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については工事進行基準を、その他の請負契約については工事完成基準を適用しておりました。収益認識会計基準の適用により、一定の期間にわたり履行義務が充足される請負契約について、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積る事ができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。また、納期がごく短い請負契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は153,955千円増加、売上原価は129,946千円増加、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ24,008千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は16,928千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」および「契約資産」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足する進捗度の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 1,344,302千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,969,307千円
2. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	467千円
3. 取締役、監査役に対する金銭債務	
金銭債務	8,306千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 営業取引以外の取引	50,050千円
---------------------	----------

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	123,422株	114株	15,092株	108,444株

(注) 自己株式の減少15,092株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
棚卸資産評価減	60,227
貸倒引当金	103
退職給付引当金	62,892
賞与引当金	15,759
株式報酬費用	22,129
完成工事補償引当金	25,704
投資有価証券評価損	5,045
未払事業税等	4,662
開発研究用設備	269,507
その他	9,730
小計	475,762
評価性引当額	△405,802
繰延税金資産計	69,960
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△151,819
その他有価証券評価差額金	△4,553
繰延税金負債計	△156,373
繰延税金負債の純額	△86,412

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注1)	科目	期末残高
子会社	太平ハウジング株式会社	所有直接100%	役員の兼任	工場用地・建物の賃貸(注2)	49,200	—	—

(注) 取引条件の決定方法等

取引の内容については賃貸料であり、金額については近隣の相場を勘案して決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額	3,652円24銭
2. 1株当たりの当期純利益	117円04銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社太平製作所
取締役会 御中

栄 監 査 法 人

愛知県名古屋市

代 表 社 員

業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 横 井 陽 子

公認会計士 高 原 輝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社太平製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社太平製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社太平製作所
取締役会 御中

栄 監 査 法 人

愛知県名古屋市

代 表 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 横 井 陽 子

業 務 執 行 社 員

公認会計士 高 原 輝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社太平製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第135期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第135期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社太平製作所 監査等委員会

常勤監査等委員 杉 山 和 美 ⑩

監査等委員 内 藤 幸 男 ⑩

監査等委員 長谷川 秀 典 ⑩

(注) 監査等委員内藤幸男及び長谷川秀典は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと位置付けております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭であります。

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額55,662,240円となります。なお、中間配当金として1株につき金20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金60円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
第15条～第35条(条文省略)	第16条～第36条(現行どおり)
(新 設)	<p><u>(附則)</u> <u>第15条の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日の経過をもって削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員が任期満了となりますので、新たに取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の指名に当たっては、当社の業務に精通または高い専門性を有することを基本方針とし、代表取締役と事前に面談を行い、慎重に検討したうえで取締役会に上程しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	さい とう たけし 齊 藤 武 (1962年12月5日生)	1983年4月 当社入社 2007年3月 小牧事業部技術開発リーダー 2011年6月 小牧事業部総務チーフリーダー 2013年12月 執行役員小牧事業部技術部長 2016年6月 取締役小牧事業部技術部長 2017年6月 代表取締役社長（現任）	26,086株
	<p>【選任理由】 齊藤武氏は、当社及びグループ会社において、管理部門・技術部門等の幅広い業務に従事し、業務全般に関する豊富な知識・経験を有しております。当社グループの成長に向けた事業戦略を積極的に推進する等、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
2	ゆび すい たか ゆき 指 吸 隆 幸 (1961年8月8日生)	1980年4月 当社入社 2011年6月 大阪事業部開発チーフリーダー 2014年6月 執行役員大阪事業部技術開発部長 2020年6月 取締役大阪事業部長（現任）	9,137株
	<p>【選任理由】 指吸隆幸氏は、技術分野を中心に広く活躍しており、幅広い知識と経験を兼ね備えております。2020年6月には取締役大阪事業部長として経営全般に携わっており、特に開発責任者として多くの新機種を作りだし、当社の経営を担う事が期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
3	そ ぶ え ま さ や 祖 父 江 雅 也 (1967年 9 月 11 日 生)	1986年 4 月 当 社 入 社 2011年 6 月 小 牧 事 業 部 技 術 開 発 リ ー ダ ー 2012年 5 月 小 牧 事 業 部 技 術 開 発 チ ー フ リ ー ダ ー 2017年 3 月 執 行 役 員 小 牧 事 業 部 技 術 部 長 2019年 6 月 取 締 役 小 牧 事 業 部 技 術 管 理 部 長 (現 任)	8, 138株
	【選任理由】 祖父江雅也氏は、技術部門において、製造・工程・品質管理に幅広く活躍しております。また、開発にも携わり、その経験と知識を活かし、当社経営を担う事が期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	も り あ つ ひ こ 森 淳 彦 (1969年 5 月 28 日 生)	1988年 4 月 当 社 入 社 2010年 8 月 小 牧 事 業 部 営 業 リ ー ダ ー 2011年 6 月 小 牧 事 業 部 営 業 チ ー フ リ ー ダ ー 2015年 12 月 小 牧 事 業 部 開 発 営 業 チ ー フ リ ー ダ ー 2017年 3 月 執 行 役 員 小 牧 事 業 部 営 業 開 発 部 長 2019年 6 月 取 締 役 小 牧 事 業 部 開 発 営 業 部 長 (現 任)	7, 438株
	【選任理由】 森淳彦氏は、営業分野を中心に幅広く活躍しております。特に国内顧客との信頼が高く、また、幅広い知識を活かし、当社経営を担うことが期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
5	お げ き の ぶ や す 尾 関 修 康 (1969年10月1日生)	1988年4月 当社入社 2010年8月 小牧事業部営業リーダー 2011年6月 小牧事業部営業チーフリーダー 2015年12月 小牧事業部開発営業チーフリーダー 2017年3月 執行役員小牧事業部開発営業部長 2019年6月 取締役小牧事業部開発推進部長 (現任)	8,038株
	<p>【選任理由】 尾関修康氏は、国内・海外営業を中心に幅広く活躍し、高い意識と行動力を持って経営全般に携わっております。開発にも携わり、豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社経営を担う事が期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
6	※ み ぞ ぐ ち し ょ う じ 溝 口 祥 司 (1968年12月7日生)	1991年2月 当社入社 2011年6月 大阪事業部開発チーフリーダー 2012年6月 執行役員大阪事業部営業部長 (現任)	100株
	<p>【選任理由】 溝口祥司氏は、営業分野を中心に広く活躍しており、幅広い知識と経験を兼ね備えております。2012年6月には執行役員大阪営業部長として国内営業を中心に幅広く業務に携わっており、当社の経営を担う事が期待されるため、取締役候補者といたしました。</p>		

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、法令違反であることを認識して行った行為等の場合を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
※ 1	かみやしんじ 神谷慎二 (1956年11月5日生)	1975年4月 当社入社 2000年6月 小牧事業部技術チーフリーダー 2004年6月 小牧事業部設計・開発部長 2008年6月 取締役小牧事業部設計・開発部長 2012年6月 当社代表取締役社長	12,600株
	<p>【選任理由】 神谷慎二氏を取締役候補者とした理由は、同氏は、当社事業における豊富な経験と知識を有しており、監査等委員として経営全般の監視と有効な助言を期待して、監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。</p>		
2	ないとうさちお 内藤幸男 (1940年10月21日生)	1964年8月 株式会社名南製作所入社 1997年6月 同社取締役営業担当 2015年3月 同社退社 2015年4月 同社顧問 2015年6月 当社取締役（社外取締役） 2016年6月 社外取締役（監査等委員）（現任）	36,315株
	<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 内藤幸男氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、同業他社における取締役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、引き続き当該知見を活かして特に海外展開等豊富な経験と高い見識について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監査、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
※ 3	あ だ ち か ず な り 安 達 和 平 (1967年10月19日生)	1992年10月 監査法人トーマツ入所 1996年4月 公認会計士登録 1998年8月 安達公認会計士事務所開設 (現任) 2004年9月 税理士登録 2006年7月 監査法人アンビシヤス代表社員 (現任) (重要な兼職の状況) 安達公認会計士事務所 公認会計士	—
	<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>安達和平氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、公認会計士および税理士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該知見を活かして特に財務関係について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監査、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>		

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 内藤幸男氏および安達和平氏は、社外取締役候補者であります。
4. 内藤幸男氏は、現在、当社の監査等委員であるを社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
5. 当社は、内藤幸男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令（会社法第425条第1項）に定める額を上限としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、神谷慎二氏及び安達和平氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反であることを認識して行った行為等の場合を除く）。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、内藤幸男氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、安達和平氏につきましても、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
や ぶ き ゆ き な り 矢 吹 幸 成 (1948年1月13日生)	1963年3月 株式会社名南製作所入社 1995年6月 同社取締役経理担当 2016年6月 同社顧問 2018年12月 株式会社大成製作所顧問(現任)	—
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>矢吹幸成氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏は、同業他社における取締役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該知見を活かして特に財務および経理部門等豊富な経験と高い見識について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監査、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 矢吹幸成氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 矢吹幸成氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令(会社法第425条第1項)に定める額を上限としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、法令違反であることを認識して行った行為等の場合を除く)。矢吹幸成氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing practice.

株主総会会場のご案内

株主総会は、株式会社太平製作所本社で開催いたしますので、ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。

記
会 場 所在地 愛知県小牧市大字入鹿出新田字宮前955番 8
株式会社 太平製作所 本社
電話 <0568> 73-6411 (代表)
交通機関 名鉄電車 名鉄犬山線岩倉駅下車タクシーにて約15分
名鉄小牧線小牧駅下車タクシーにて約12分

案内図

